

平成二十八年政令第八号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号及び第五号ただし書、第三十五条並びに第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（空気調和設備等）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。

一 空気調和設備その他の機械換気設備

二 照明設備

三 給湯設備

四 昇降機

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外

2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する处分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十九号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十一条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場

及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（住宅部分）

第三条 法第十一条第一項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。次条第一項において同じ。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（特定建築物の非住宅部分の規模等）

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十二条第一項を除き、以下同じ。）の合計が三百平方メートルであることとする。

2 法第十二条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることをとする。

3 法第十二条第一項の政令で定める特定建築物の住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることをとする。

2 法第十五条第三項の政令で定める増築又は改築に係る住宅部分の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることをとする。

（適用除外）

第六条 法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公用歩廊その他これらに類する用途

二 觀覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用

途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

3 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、法第十八条第一号の政令で定める建築物は、

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要な有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二项の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物

四 文化財保護法第一百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

（特定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）

第五条 法第十九条第一項の政令で定める建築物の住宅部分の規模は、当該建築物への仮設建築物又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることをとする。

（所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模）

第六条 法第十九条第一項第一号の政令で定める建築物の部分を含む）

（所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模）

第七条 法第十九条第一項第一号の政令で定める建築物の部分を含むこととする。

（所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模）

第八条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。

（特定建築物エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模）

第九条 法第二十八条第一項の政令で定める分譲型一戸建て規格住宅の戸数等）

（特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等）

第十条 法第三十一条第二項の政令で定める戸数は、三百戸とする。

（特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等）

2 法第三十二条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）

第十二条 法第四十条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。

2 法第四十条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係

